

(公印省略)
令和2年3月26日

保護者各位

群馬県立沼田高等学校
校長 丸 山 正

生徒の運動機会提供のための学校体育施設の開放について

春暖の候、皆さまにおかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の対応について、群馬県教育委員会より通知があり、春季休業期間中の部活動については、現時点においては自粛としますが、生徒の健康維持を目的に運動機会を提供するために、学校体育施設の開放を行う場合について、下記の指導方針が通知されました。

この方針に基づき、学校体育施設の開放を行います。指導方針を御理解の上、御同意いただける場合には、下記承諾書の提出をお願い申し上げます。尚、詳細については、各部顧問より別途連絡いたします。

記

- 1 開放日時 3月25日(水)～4月7日(火)
- 2 場 所 沼田高等学校 体育館及び校庭などの学校体育施設
- 3 指導方針
 - (1) 開放日時、場所、参加対象生徒等を設定し、参加生徒の活動時間帯をずらして実施したり、一度に大人数が集まって密集する活動とならないようにしたりするなどの配慮を行う。
 - (2) 希望生徒のみの参加とし、保護者に対してもその旨を周知する。
 - (3) 参加する生徒に対しては、登下校後、速やかに手洗いをを行うように指導する。特に公共交通機関を利用する生徒に対して、入念に行うよう指導する。
 - (4) 長期間運動を休止していたことを考慮し、生徒にとって無理のない活動となるよう十分に配慮する。また、危険防止のため、必ず監督者をつけ、安全面に配慮する。
 - (5) 活動に参加する生徒に対しては、自宅で検温をさせるなど健康状態を確認する。軽い風邪症状(喉の痛み、咳、発熱)の場合は参加を控えさせ、自宅で休養するよう指導する。37度以上の発熱がある場合は参加させずに、自宅で休養するよう指導する。
 - (6) 体育館等の屋内施設については、参加生徒を入れ替える際に、直前に活動した生徒が退出した後、換気・消毒等の対策を施した上で活動する。また、体育館等では、ドアを広く開け、こまめな換気を心掛けたり、生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を消毒液を使用して清掃を行ったりするなど、感染拡大防止のための防護措置を講じる。
 - (7) 他者と用具等(ボールを除く)を共用する際には、事前に消毒等の感染症対策を施すとともに、極力複数で使用しないように配慮した練習を行う。
 - (8) 活動中の会話等については、飛沫感染予防の観点から、2m以上離れるなど至近距離での会話を控え、必要最小限に留めるよう指導する。
 - (9) 給水については、個人で用意した物で補給するよう指導する。また、できる限り活動場所から離れた通気性の良い場所で補給するよう指導する。

.....

承 諾 書

令和2年 月 日

群馬県立沼田高等学校長 様

保護者氏名 _____ 印

生徒氏名 _____ (年 組)